

てもよい。組合は一九七二(昭和四十七)年から七九年まで業務のオンライン化に徹底的に反対し、社保庁と民間企業ではおよそ考えられない「甘い覚書」を交わしていた。この経緯を知れば、まさに起こるべくして起きた不祥事と言えよう。

この社会保険庁の体たらくに乘じ、この際、社会保険庁を国税庁に吸収し、「歳入庁」を作ったかどうかと言う意見もある。そうすれば保険料と税金とを一緒に徴収することが出来るというわけだが、私はその前に、自営業者の所得捕捉をするため国民納税者番号制度のような仕組みを早急に作るべきだと考える。

国民年金保険料を定額制にしたのは、国民年金の被保険者が自営業者であるため、所得や就業形態がまちまちなこともあり、公平な所得把握が困難だからだ。その前提を解決せずに脇に置いて「歳入庁」構想を主張するのは机上の空論以外の何ものでもない。もとより、税の徴収対象者は一定以上の所得者に限られている。自営業者など国民年金の加入者は二千二百万人だが、そのうち税の申告をした人、すなわち税務署が所得を把握した人はわずか三百五十万人に過ぎないと言われる。課税最低限の所得すらない人や、免除や減免措置が適用される低所得者もその対象とする社会保障分野の保険料と税の徴収とは似て非なるものである。

民主党の年金改革案

民主党は二〇〇三(平成十五)年の衆議院選挙以降、独自

し「以外の何ものでもない。

現に二〇〇五年の「郵政選挙」では、当時の岡田克也代表が、現行の消費税を年金に特化した上で、三パーセント引き上げるといふ公約を堂々と主張した。これだけの大方針がなぜ短期間のうちにガラリと変わったのか。小沢一郎代表の言葉を借りるまでもなく、「民主党には政権能力が無い」ことを自ら示しているようなものである。

民主党は財源不足を補うためか、現役時代に一度でも年収が六百万円を超えた層から減額が始まり、一千二百万円を超えた層には辞退してもらおうという耳を疑わざるを得ない削減案を持ち出してきた。だが人生は山あり谷ありである。五十歳代に六百万円から一千二百万円を稼いでいた人でも、六十五歳になつていよいよ年金生活に入ろうという段階になつて、「あなたは現役時代、一千二百万円以上稼いでいたから年金を辞退して下さい」と言われたら、お先真っ暗ではないか。

社会保障はあくまで国民生活のセーフティネットとしての役割を果たすものだ。現役時代の年収に応じて年金額が「削減」されるならば、現役時代は老後のことを考え、消費を控えて貯金をしておけ、という論理に繋がる。現役時代にくら稼いでいても、人生誰しもが老後も豊かとは限らない。今や人生八十年、九十年時代だ。民主党案では現役をリタイアしたとき、相当の資産がなければ生活出来ないということにもなりかねない。少なくとも老後の年金頼みは無に帰すことになる。

の年金改革案をまとめ、マニフェスト(政権公約)に盛り込んだ。私たちは厚生、共済、両年金制度を統合する被用者年金一元化法案を昨年の国会に提出し、継続審議扱いとなっているが、これに対し民主党案では、国民年金に加入する自営業者などを含め、全ての職業の人々が同じ制度に加わることを主張している。

私たちは、国民年金まで含めた年金一元化を否定しているわけではない。現実問題として「クロヨン」とか「トウゴウサン」と言われる自営業者の所得捕捉が困難な以上、まず、サラリーマンの被用者年金の一元化を先行させるとの現実的な対応に基づくものだ。それでなくても年金の「官民格差」として、長い間、共済年金は民間から怨嗟の的となっていた。今回の一元化法案でようやく三階部分の職域加算部分を含めて官民格差が解消されることになる。

民主党案は、最低保障年金と報酬比例年金の併用制となっている。昨年の参議院選挙では現行の消費税率五パーセントを一切引き上げないで全て年金に特化する。その一方で六十五歳以上の高齢者に対しては、現行の基礎年金六万六千円を給付するという、何か手品まがいのような考え方を打ち出した。

しかし現行の消費税率を全て年金に特化したとしても、確保出来る財源は約十三兆二千億円である。これに対し六十五歳以上の高齢者に現行基礎年金水準の六万六千円を支給するとすれば、総額二十二兆三千億円が必要である。どう見ても九兆円不足する。これまた総選挙を意識しての「消費税隠

ちなみに現行消費税率五パーセントに対応する税収のうち、国の税収が平成二十年見込みで約七兆五千億円であることから換算すると、六十五歳以上の高齢者に一律六万六千円を支給するとなると、消費税率は十五パーセントまで引き上げなければならない。来年度中に年金の国庫負担分を現行の三六・五パーセントから二分の一(五〇パーセント)に引き上げることがすでに法律に明記されている。およそ二兆五千億円の財源を確保しなければならぬ。

私は、当面解決すべきことは年金の国庫負担を二分の一に引き上げ、将来とも安定した持続可能な制度を一日も早く実現することだと考える。もう机上の論争はやめよう。消費税を一切引き上げないで予算の無駄遣いを徹底的に削減することによって実現するなど、およそ現実離れしたことを主張しても話は進まない。年金を政争の具に使うのは国民にとっても、国家にとっても不幸なことだ。

税方式がもたらす半世紀以上の混乱

年金財源を、仮に全額税方式に移行するとしても、これまで保険料を払った人と保険料を払っていなかった人をそれぞれどう扱うかという避けられない大問題がある。税方式論者は、これまで保険料を払ってきた人には満額を支給するが、これまで保険料を払わなかった人については、未納期間に応じて年金額を減額すればよいと、いとも簡単に言うが、果たしてそれはそんなに簡単なことだろうか。

現行制度の加入期間四十年、平均的な年金の受給期間が二十年程度と考えても、税方式の新しい仕組みに完全移行する世代は、現在まだ加入対象となっていない十代の若者以降であり、それまでに六十年以上の年月がかかることになる。その間、すでに保険料を払った年金受給者はさらに年金給付のための消費税の負担を求められる、いわゆる「二重負担」が発生することになるし、現役時代に保険料を払わずに無年金となった高齢者が、亡くなるまで年金はもらえないのに年金給付のための消費税を払い続けなければならぬことなどへの不満を抱え続けることになる。果たして、こんな状態が混乱もなく半世紀以上も続けられるのか。大変な労力と負担をかけて税方式に移行した後も、年金論議は混乱することになるのである。

介護保険の保険料も、四月から導入される高齢者医療制度の保険料も年金から天引きされることとなっているように、年金制度は、医療や介護を含めた社会保障全体の要である。税方式への移行でこの要が半世紀以上も大混乱するようでは、医療や介護など社会福祉は素っ飛んでしまうのではないか。

消費税を年金だけに充てる余裕はない

民主党に限らず、財界、メディアの一部に税方式化の提案があることはすでに述べた。将来世代への責任を考えれば、誰もが、消費税の引き上げは避けて通れないと考えている。

急速に進む少子・高齢化の中で、現行制度のままでは自分たちの年金がもたらえなくなるのではないかと不安から、税方式に魅力を感じる人も少なくないと言われる。しかし、税であれ保険料であれ、国民の負担に変わりはない。高齢化が進み、年金受給者が増えれば、その分何らかの形で誰かが負担しなければ年金給付はできない。高齢者の生活も成り立たない。税方式にしたからといって、決して世代間の不公平がなくなるわけではないのだ。

税という一つの財源だけに絞って年金制度を考えてよいのだろうか。例えば、消費税が全ての世代が広く負担する税だからといって、何でもかんでも消費税でということにすれば安心できるというわけではない。税、保険料それぞれにメリットとデメリットがあることは言うまでもない。

「社会保険方式」と言っても、基礎年金にしても介護保険にしても、半分は税金を投入することを前提に制度が作られている。財源を何か一つに絞るのではなく、現役世代が稼ぎ出した所得の一部を納める「保険料」、高齢者も含めてあらゆる世代が幅広く負担する「税金」、資産を分散投資して得られる「積立金からの収入」の三者を総動員し、この三本の柱で、厳しい少子・高齢化を乗り切っていかなければならぬ。

未納問題の解決策

税方式論者が指摘する現行制度の最大の弱点は保険料の未

しかし、実際に引き上げることになれば国民の強い反発も予想される。そこで国民の最も関心の強い年金のためには国民も納得してくれるのではないかと期待から、消費税の引き上げと年金の税方式化が結びつけられているわけだ。

しかし、少子・高齢化によって負担が増大するのは年金だけではない。平成二十年度の一般会計予算では、国の負担分は、医療八兆五千億円、年金七兆四千億円、介護一兆九千億円、それに生活保護も一兆円近くに達している。さらに、社会保障の将来見通しによれば、今後二十年間に必要となる費用の伸びは、医療や介護の方が年金よりも大きいのである。しかも、介護保険改革、医療制度改革が相次いで実施される中、医療や介護の現場は青息吐息である。医師不足などによる「医療崩壊」、介護職員の現場離れなど深刻な問題が山積している。新たな待機児童ゼロ作戦など少子化対策も手を打たなければならぬ。

わが国の債務残高は年々増える一方で、今や国・地方合わせて七百七十兆円と、GDP（国内総生産）の一・五倍にも及んでいる。これは、先進諸国の中で最悪の財政状況であり、他から財源を回してこざる余裕など、とてもない。これで消費税をすべて年金に注ぎ込んでしまったら医療や介護はどうなるのか。私は、消費税は、年金国庫負担の二分の一への引き上げを含めて、このような危機的状況の立て直しに充当することにし、年金、医療、介護、さらには強化が求められる少子化対策も含めて、社会保障全体を支えるものとして考えなければ社会保障は維持できないと考える。

納問題である。しかしこれは、年金制度全体の問題ではなく、自営業者や厚生年金の適用を受けないパート労働者が加入する国民年金部分に限って生ずる問題である。国民年金の保険料は月額一万四千四百円（四月一日から）、四十年間保険料を納め続けて受け取ることのできる年金は月額で、現在月六万六千円となっている。この負担は、低所得者やパート労働者にとつてあまりにも重く、年金として魅力に欠ける面は否めない。ちなみに生活保護費は、都市部の一人暮らしの場合では八万円を上回る自治体もあり、国民年金よりも大幅に上回っている。これには大部分の国民が違和感を持っているのではないか。国民年金のあり方と同時に生活保護の水準も含めて抜本的な検討を急ぐべきである。

国民年金の未納対策としては、様々なPRを行い、コンビニ納付などできるだけ保険料を納めやすくしたほか、未納者には督促の連絡を入れ、最後に強制徴収まで行って保険料収納に努めてはきたが、率直に言って目覚ましい効果を上げてきたとは言えない。やはりここは、国民年金の在り方について検討し、制度的な対応を考えなければ、問題は解決しない。

本来、国民年金は、自ら事業を営む農業者や自営業者のために作られた仕組みだが、現在では、本来は厚生年金の適用が望ましいと考えられるパート労働者などいわゆる非正規雇用者の割合が大きくなっている。実はこのような人たちの未納率が高いのである。

現在、国会で継続審議になっている被用者年金一元化法案

の中では、厚生年金の適用範囲を現行の週三十時間から雇用保険並みに週二十時間に引き下げ、正規社員に近いパート労働者に拡大するという内容が盛り込まれている。これによって新たに厚生年金の適用を受けることとなるパート労働者は十万人二十万人程度と予想されているが、私はこれを突破口として、さらに非正規雇用者に厚生年金の適用をもっと拡大させていくべきことを提案したい。

しかし、現実には、就業時間が極めて短いことなどから厚生年金が適用されない労働者も少なくない。それに対しては、この際、所得税や住民税と同様に、企業が国民年金の保険料を代行して徴収するようにしてはどうだろうか。こうすると、残るのは自ら事業を営む本当の意味での自営業者をどうするかという問題に絞られることとなる。

現在、国民年金では低所得者を対象に、全額、四分の三、二分の一、四分の一の四段階で保険料の免除制度がとられているが、本人の所得がどんなに低くても、申請がなければ一律の一万四千四百十円の保険料が課されている。これは、厚生年金では所得が低ければ最初から低い保険料が自動的に設定されるのと比べてかなり不親切だ。社会保険事務所と市町村での所得情報のやりとりを通して、低所得者については、いちいち申請をしてもらうて免除するのではなくて、最初から所得に応じた無理のない保険料を納めてもらう方式に変えたらどうだろうか。

これをもっと進めれば、国民年金加入者も厚生年金加入者のように、所得の高低に応じた保険料を納め、給付も負担に

応じて支給される方式にできるはずだ。所得のある自営業者には今の低所得者と同じように、例えば四段階の保険料を逆に乗せすることによって、厚生年金により近づけるとか、所得把握が可能となることを前提にこうした高所得の自営業者には厚生年金の「特別適用」も含めて検討する必要があるのではないかと。

いづれにせよ、これには納税者番号制度など公平な所得把握のための条件整備が必要である。またサラリーマンと違って企業の負担がないので、保険料が高くなりすぎないような工夫も必要となる。これが実現すれば、現行の国民年金の保険料も一つの「目安」に過ぎなくなる。このように一つ一つ工夫していけば、何も税方式化しなくても保険料未納問題の大部分は解決できるのである。

「福祉の美濃部」の教訓

今回の年金財源をめぐる議論は、究極のところ高齢社会における老後生活の安定のために、国がどこまで支援できるか、セーフティネットとしての年金の役割とは何かといった、国の「かたち」そのものが問われる課題でもある。かつてローマ帝国のある皇帝は市民にパンをふんだんにタダで配給し、週末になると市民たちは決まってサーカスに興じたという。当時は大変な名君と言われ市民の人氣も高かったが、やがて市民は働かなくなり、ローマ帝国は滅亡への道筋を辿った。

実は、日本でも似たようなことがつい最近まであった。「福祉元年」と言われた昭和四十八年に先立つ四年前、美濃部亮吉東京都知事は老人医療の無料化に踏み切った。これにほぼ全国の自治体が一斉に追従した。お年寄りは体が弱ってきてお気の毒であるというのがその最大の理由であり、当時のマスコミは「福祉の美濃部」ともて囃した。この流れの中、四年後には、国までもが老人医療費を無料化した。病院はやがてお年寄りで溢れかえり、「サロン」化した。その頃こんなジョークがまことしやかに語られた。「今日は、あのおじいさんの顔がみえないけど、どこか体調でも悪いのかな」。わずか五年間で七十歳以上の受診率が倍近くに跳ね上がったのだ。

あれから三十五年の歳月が経つ。今や医療費は年間三十二兆円に及び、そのうち七十歳以上の高齢者が三分の一以上を占める。これらの費用の大部分は若年世代の負担によることは言うまでもない。その一方、少子・高齢社会が忍び寄ってきた。公費や若年世代の負担もはや限界だ。昭和五十八年から老人医療費は再び有料となっている。

税方式論者の最大の根拠は、未納・未加入の解消にある。「保険料を払わない人たちは年金を貰えずに気の毒だから」というわけだが、私は今の税方式推進ムードは「いつか来た道」ではないかと言わざるを得ない。政治の基本は現実の課題をいかに混乱なく解決していくかということにある。そして、その解決が真に国民生活を守り、向上を図ることにつながるなければならない。

わが国の人口一億二千八百万人のうち六十五歳以上の高齢者は二千六百万人を数え、その割合はすでに二十パーセントを超えている。これからわが国は高齢化で世界のトップランナーを走り続けることとなる。この高齢社会を乗り切るためにまず「自立」があり、共に支える「連帯」があり、最後に「税」による「公助」がある。先進諸国の中で公的年金制度が税方式だけという国は、移民国家という歴史の経緯を持つニュージーランド（人口約四百万人）などごく一部の国に限られており、イギリス、フランス、ドイツなど主要国はすべて社会保険方式を採用している。

いきなり「公助」が飛び出した税方式の論議は、この国の社会保障の根幹が社会保険方式の下でなされているという事実をまったく無視しており、それに舵を切るとは崩壊への一途を辿ることになりかねない。かつて救済対策でスタートしたわが国の社会保障はサービスの対象者も一部の高齢者や低所得者に限られていた。それが「自立」と「社会連帯」を基本に国民皆保険・皆年金体制によって、全ての国民が保険料を納めて制度を支え、また税も投入して、年金・医療・介護という基本的な給付を誰もが受けられる形を作り上げてきたのである。このシステムのもとで世界一の平均寿命と世界一低い乳児死亡率を達成し、わが国の社会保障のパフォーマンスは世界的に高く評価されるに至った。わが国の社会保障は、発展途上の国々から見れば、まさに「坂の上の雲」である。もっと自信と誇りを持つてはならない。



年金不安が高まるなか、最低保障年金の創設などを求める声が高まっている

「基礎年金全額税方式化」の多すぎる問題点

基礎年金を全額消費税で賄おうという年金改革案が注目を集めているが、筆者はこの案には問題点が多すぎるという。

こまむら こうへい
駒村 康平 (慶応義塾大学経済学部教授)

民の年金不安は頂点に達した。その不安が、全くの新制度導入への評価につながっているようだ。しかし、年金制度改革は、白地に絵を描くものではない。現に年金を受給している人への継続を保障しつつ、これまでの納付実績と整合性のとれる制度に導く必要がある。

また、社会保険庁の不祥事に代表される組織運営の問題と、年金制度改革は分離して考えるべきである。社会保険庁の腐敗ぶりは言語道断であるが、年金記録の間違いや消滅が起きている理由は、年金記録を国民と政府が共有できなかったことにある。国民がいつでも自分の年金記録を見ることができるとは社会保険カードなどの導入が実現すれば、記録問題は再発しない。

さらに、年金制度改革は、制度のデザインと、年金財政の安定性の確保という2つの視点から検討されるべきである。

前者は、例えば職業などによって年金を別々にすべきか、基礎的保障と賃金比例保障の2階建て方式にすべきか、あるいは基礎的保障部分だけ、賃金比例保障だけにすべきかなど、年金制度のデザインにかかわる問題である。後者は、高齢化が加速するなか、給付と負担をどのようにコントロールしていくかという問題である。

制度の評価についても、明確な基準をもつ必要がある。国際社会保障協会(ISSA)は、年金制度の評価基準として、①年金財政の長期持続可能性、②ライフスタイルや働き方の変化に対する対応力、③適切な給付水準の確保、の3つを示しており、諸外国の年金改革は、こうした基準に沿って進められている。日本の年金制度は、この3つの基準のいずれにおいても不十分である。

①の持続可能性については、2004年金改革で大幅に改善した。マクロ経済スライドという手法を使って、年金の給付水準を15%カットしたからである。しかし、その後の少子化の加速により、財政見直しは再び悪化。さらなる給付カットが必要になる可能性は十分ある。

②の変化への対応力については、育児休業期間中の厚生年金保険料免除などが導入されたものの、非正規労働者の増加に対応できず、国民年金の空洞化につながっている。国民年金の給付水準の確保についても課題が多い。経済協力開発機構(OECD)の年金国際比較によると、日本の標準的な給付水準は現時点で先進国中、「中の下」に位置するが、今後はさらに下位に下がっていく見通しだ。低所得の高齢者が多い点も大きな課題である。

福

田康夫政権による年金改革論議の本格化を前に、日本経済新聞社の「年金制度改革研究会(以下、日経研究会)」が、消費税を財源とする基礎年金の全額税方式化構想を提案。基礎年金の税方式化についての初的具体的な提案として注目され、賛同が広がった。

押さえておくべき
年金改革の基本
保険料未納による年金空洞化や「消えた年金」問題などによって困

っているようだ。本稿では、同案の評価を行うとともに、望ましい年金改革案を提案したい。

また、日経研究会案を評価してみよう。同案は、税方式導入による現行方式の改善点は、①保険料未納問題の解消、②専業主婦と高齢者による負担の公平性の確保、③保険料が定額であることによる国民年金の逆進性の克服、④国の徴収機関の効率性の改善、の4点であるという。

日経研究会案に欠けているもの

①についてはその通りであらう。保険料のない税方式では、未納は起きない。だが、先に結論をいえば、これが税方式の唯一のメリットであるといえる。さらにこの点については、同案にはいくつか問題がある。

まず、同案の前提となっている空洞化の状況は正確さを欠く。国民年金加入者の34%が未納であるとしているが、国民年金加入者のうち、厚生年金に加入しているサラリーマンなど2号被保険者(約3700万人)は全員が、自動的に国民年金保険料相当分を支払っている。その配偶者である3号被保険者(約1100万人)も同様である。国民年金・基礎年金全体に対する未納率は11%程度である。

付け加えると、年金空洞化の直接原因は、非正規労働者の増加によって厚生年金の加入者が減少したことである。非正規労働者に厚生年金を

適用すれば、未納を少なくすることができ。

国民年金の税方式の論議は、現在の個人単位・満額6・6万円程度の基礎年金を全員に給付しなければいけないという前提に立っているが、この仕組みにこだわる必要があるのだろうか。年金は所得保障制度の1類型であって、給付水準が中途半端な現在の基礎年金維持にこだわる必要はない。国民年金を廃止して、最低所得保障制度に切り替えるという選択はありうるのである。

また、制度の移行期において、これまでの年金保険料の納付実績を反映させるという同案では、現に貧困に苦しんでいる高齢者は救えず、消費税率引き上げ分だけ、これらの人々の生活は圧迫されることになる。

②の負担の公平性については、専業主婦(3号被保険者)と高齢者に分けてみてみよう。

3号被保険者には、一定額以下の収入のあるパート主婦と、完全主婦の2種類が存在する。パート主婦については、パートに厚生年金を適用すれば問題は片付く。3号の保険料は、現行制度では、厚生年金加入者全体が所得比例負担によって賄っている。所得の高い人ほど、国民年金保険料相当分を多く負担している。完全主婦は夫が高所得者の世帯に多

いため、世帯単位でみれば、現行制度でも完全主婦は間接的に保険料を負担しているといえる。

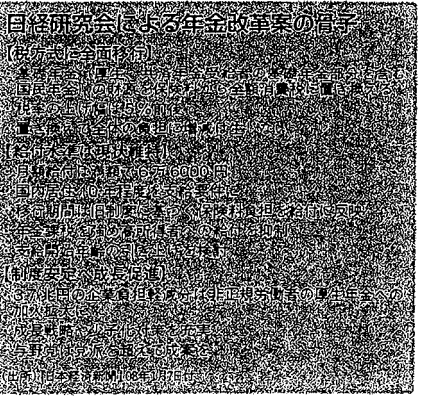
高齢者の負担の公平性は、すなわち世帯間の公平性をどこまで追求するかだ。例えば、すべての世代において、支払う保険料と受け取る年金の関係が均等であればならないとするのか。厚生年金では、同程度の年金額を受給するのに、1935年生まれと95年生まれとでは、生涯に負担する保険料に3倍の差がある。仮に全世代から生涯年収の16%程度の保険料を徴収すれば、こうした問題は起きなかつたかもしれない。しかし、戦後の復興期などにおいて、そのような高い保険料を国民は負担できなかったらうか。

日経研究会案では、受給世代に今から保険料を払わせることはできないため、彼らが得をした分を取り戻す方法として消費税を負担させるとしている。しかし、これは年金受給額の一引引き下げと同様だ。若い世代の負担をさらに増やすことなく年金財政の持続可能性を確保するには、支給開始年齢の引き上げや、高額年金受給者に

制度の評価についても、明確な基準をもつ必要がある。国際社会保障協会(ISSA)は、年金制度の評価基準として、①年金財政の長期持続可能性、②ライフスタイルや働き方の変化に対する対応力、③適切な給付水準の確保、の3つを示しており、諸外国の年金改革は、こうした基準に沿って進められている。日本の年金制度は、この3つの基準のいずれにおいても不十分である。

①の持続可能性については、2004年金改革で大幅に改善した。マクロ経済スライドという手法を使って、年金の給付水準を15%カットしたからである。しかし、その後の少子化の加速により、財政見直しは再び悪化。さらなる給付カットが必要になる可能性は十分ある。

②の変化への対応力については、育児休業期間中の厚生年金保険料免除などが導入されたものの、非正規労働者の増加に対応できず、国民年金の空洞化につながっている。国民年金の給付水準の確保についても課題が多い。経済協力開発機構(OECD)の年金国際比較によると、日本の標準的な給付水準は現時点で先進国中、「中の下」に位置するが、今後はさらに下位に下がっていく見通しだ。低所得の高齢者が多い点も大きな課題である。



の外部委員でもある宮島洋典稲田大
学教授が指摘したように、税方式に
は、医療、介護を含め今後急増する
社会保障給付全体の財源確保という
視点が欠けている点である。

また、税方式への切り替えて浮く
保険料の企業負担部分の利用法も疑
問である。企業負担部分は、最終的
には、①企業利益減少を通じて投資
家が負担している、②資金減少を通
じて労働者が負担している、③価格
転嫁を通じて消費者が負担してい
る、のいずれかである。少なくとも
正社員分については、労働者の賃金
から捻出しているといえよう。浮い
た企業負担部分は労働者の賃金引き
上げに回すべきであり、日経研究会
が提案する、非正規労働者のための
利用は誤りである。

次に、日経研究会は基礎年金の給
付総額を09年度で約19兆円と見積も
っているが、それは正しいか。公平
性を確保するため、保険料の未納者
に年金を支給しないという移行期間
終了後は、65歳以上の全員が受給す
ることになる。その際の給付総額は
20%程度増える。

現在の基礎年金のように、マクロ
経済スライドによって基礎年金額が
15%低下することを前提とする(将
来の満額を5・6万円程度とする)
かどうかでも給付総額は違ってく
る。現行の6・6万円を確保し、移

行期間終了後の受給者増をも考慮す
ると、基礎年金に必要な財源は、そ
れらを考慮しない場合と比較して最
大1・5倍程度膨れ上がり、それが
消費税率に反映されることになる。
税率を低く抑えるなら、マクロ経済
スライドのような方法で満額年金額
を5万15・6万円程度まで圧縮す
る必要がある。消費税率を引き上げ
たうえ、この程度の額の基礎年金を
高齢者にはばらまくのを国民は期
待しているのであろうか。

なお、他の年金改革の流れと比
較しても、日経研究会案は時代に逆
行している。例えばスウェーデンや
フィンランドは税方式による基礎年
金を廃止し、所得比例年金とそれが
不十分な層への最低保障年金に切り
替えている。高齢化が進むなか、全
国民に一律の定額年金を保障し、さ
らに大型の所得比例年金を乗せる年
金制度を持つている国は存在しない。

あるべき姿は

所得比例年金十最低保障年金
高齢化社会で年金制度を維持する
ためには、就業・年金加入者、すな
わち制度の支え手を増やすしかな
い。出生率の上昇、支給開始年齢の
引き上げ、女性の就業率の引き上げ
がまず必要である。そのうえで、望
ましい所得保障制度とはどういった
ものかを、生活保護も視野に入れ、

全体として見直す必要がある。

それは、現役世代には就労を支援
し、高齢者には就労中の保険料納付
実績に応じて年金を受給できる仕組
みとすべきである。現役期も高齢期
も同じ所得保障哲学で統一されるべ
きであって、現役期は厳しい生活保
護受給制限がある一方、高齢者にな
ると無条件で均一の年金がもらえら
れるという仕組みは整合性がなく、高
齢期の所得保障制度である年金は、所
得比例年金保険を中心とすべきであ
り、それが十分ではない人に限定し
て、税を財源にした最低保障年金を
給付すればよい。現在の厚生年金を
負担も給付も所得比例の所得比例年
金に切り替えることは難しくない。

現在の貧困高齢者を救済するため
には、暫定的に高齢者版の生活保護
制度を導入し、最低保障年金に移行
後に廃止すればよい。所得比例年金
つまり現行の厚生年金は、まず非正
規労働者に適用拡大し、最終的には
自営業者も加入するものとする。

ここで障害になるのは、自営業の
所得把握の問題である。だが調査に
よると、非自営業者と自営業者の所
得分布はかなり重なっており、最も
違いが出るのは所得ゼロ付近であ
る。自営業者の20%が所得ゼロ近辺
に分布しており、この部分について
は所得捕捉が不完全な可能性があ
る。しかし、この部分は、商店主な

どの典型的な自営業者で人数は10
0万人程度とみられる。これだけの
人数のために、税方式という判断を
すべきではない。当面、この100
万人は所得比例年金と最低保障年金
の対象から外し、生活保護だけで対
応することもできる。

最後的大型財源である消費税は大
切にして、医療、介護、次世代育成
最低所得保障などのために使うべき
だと考える。

年金改革は、現在の高齢者への年
金保障を維持しながら良い制度を求
めていくという点で、住宅の維持・
補修に似ている。だがそれは、政府
が想定している外壁の塗り替え程度
ではすまない。所得保障制度全体に
わたる大型のリフォームが必要であ
って、年金改革はそのリフォームの
一部である。

どのようなリフォーム案を国民に
提示するかを、関係者が明確にすべ
き時期が来ている。日経研究会は、
先頭を切った具体的な叩き台を提示
した点で評価できる。本格的な議論
のためには、最低でも同研究会案程
度の設計図を提示する必要がある。野
党のような「完成予定図」だけで
は無理がある。

こうした具体的な設計図を参考に
に、政府が国民により良い制度を提
示し幅広い議論を行うべきである。

